

第1 発行可能株式総数に関する規律（会社法改正）

会社法では、公開会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとされており（会社37③）、また、公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとされています（会社113③）。これらの4倍規制の趣旨は、既存株主の持株比率の低下の限界を画することにあると考えられています。

しかし、改正前会社法では、新設合併等における株式会社の設立の場合や公開会社でない株式会社が定款の変更により公開会社となる場合については、上記4倍規制の適用はなく、また、株式併合が行われ発行済株式の総数が減少した後でも、発行可能株式総数は変動しないものとされていました。しかし、これらのいずれの場合についても、4倍規制の趣旨は、当てはまるものと考えられます。

そこで、新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとされました（会社814①）。

また、公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合及び公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、定款の変更後の発行可能株式総数は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとされました（会社113③）。

第2 株式併合と発行可能株式総数（会社法改正）

改正前会社法では、株式の併合がされた場合には、発行済株式の総数は減少するが、発行可能株式総数は変動しないものとされていました。そのため、設立の際に1,000株を発行した会社の発行可能株式が4,000株であれば、2対1の株式併合をして発行済株式数を500株とすれば、4,000株すなわち8倍までの株式発行が可能でした（旧会社180）。

しかし、発行可能株式総数が株式の併合後における発行済株式の総数の4倍を超えることを許容するならば、既存株主の持株比率の低下の限界を画することができなくなります。株式併合の効力発生日における発行可能株式総数（株式併合後の発行可能株式総数）は、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲で、株主の意思によって定めることが適切であると考えられます。

そこで、株式会社が株式併合をしようとする場合には、その都度、株主総会の決議によって、株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）における発行可能株式総数を定めなければならないものとされ（会社180②）、公開会社については、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとされました（会社180③）。

また、発行可能株式総数は定款の記載事項とされていること（会社37①・98）から、株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなすものされました（会社182②）。

なお、株式併合前における発行可能株式総数が許容範囲内にある場合には、これと同じ数を株主総会の決議によって定めることも可能であり、その場合には、発行可能株式総数に関する定款の定めは変更されないこととなります。

第6 会社計算と企業会計基準

1 会社計算規則と企業会計基準

会社法では、計算に関する規定は、その基本となるべき事項、原則のみを定め、具体的な事項は全て法務省令である会社計算規則に委ねています。

一方、会社法は、会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（会社431・614）と定め、会社計算規則3条は「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」としており、企業会計基準、適用指針等が確立している場合には、会社法における計算もそれに従って行われることとなります。

今回も、会社法改正とは直接の関係はありませんが、平成25年9月13日に企業会計基準委員会（ASBJ）において企業結合に関する会計基準、事業分離等に関する会計基準、同適用指針等の会計基準等の改正が行われたことに伴い、次の整備がなされています。

(1) 計算書類及び連結計算書類における表示に係る整備

企業結合に関する会計基準等において、連結貸借対照表の表示科目の名称変更がされたこと、連結損益計算書の当期純利益に非支配株主に帰属する部分も含めることとされたこと等を踏まえ、会社計算規則の規定が整備されました（会計規76①・93①・94①③～⑤・96②⑧・102①・113）。

改正後の会社計算規則76条1項、93条1項、94条1項及び3項から5項まで、96条2項及び8項、102条1項並びに113条の規定は、平成

27年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとされています。

(2) 株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る整備

暫定的な会計処理の確定を行った企業結合年度の翌年度に、株主資本等変動計算書において、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、その影響額の反映後の期首残高を記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則の株主資本等変動計算書の表示に関する規定が改正されました（会計規96⑦）。

改正後の会社計算規則96条7項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとされています。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができます。

2 企業結合会計基準・事業分離会計基準等の改正

平成25年9月13日に、企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された「企業結合に関する会計基準」をはじめとする11に上る会計基準等の改正により、企業組織再編に関わる会計処理、表示方法は、抜本的に改定されています。

この改正は、いわゆる国際財務報告基準（IFRS）との同等性評価コンバージェンスのために欧州証券規制当局委員会（CESR）からの補正措置項目として要求されていた会計基準等の差異の「ステッ